

第1章 計画の概要

1 計画の策定経緯

飯塚市では、公共交通に関わる計画として、2008年度に「飯塚市地域公共交通総合連携計画」を、2011年度には「飯塚市生活交通ネットワーク計画」（計画期間：2012年度～2014年度）を策定し、この間、定時定路線型のコミュニティバスやデマンド型の予約乗合タクシーの運行をスタートさせ、市民の皆様の誰もが快適な生活を実現できる公共交通体系の構築を図ってまいりました。

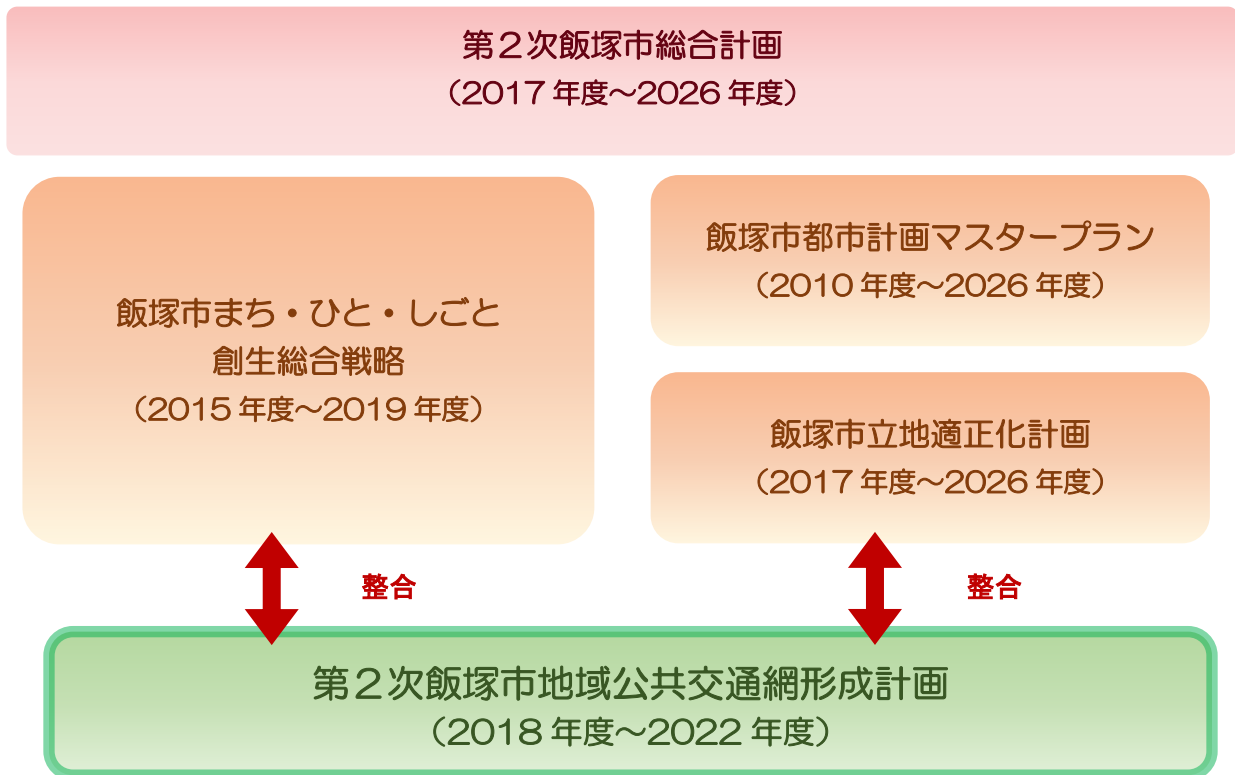
その後、交通政策基本法の制定（2013年12月4日施行）や地域公共交通活性化再生法の改正（2014年11月）など、国の方針が定められたことから、2015年に「飯塚市地域公共交通網形成計画（以下第1次計画）」（計画期間：2015年度～2017年度）を策定いたしました。

計画当初は、主にコミュニティ交通を中心とした計画でしたが、2017年に策定された「飯塚市立地適正化計画」及び「第2次飯塚市総合計画」において鉄道をはじめとした広域交通の利便性向上やまちづくりと公共交通の一体的な取り組みの推進が明記されたことに伴い、2017年3月には第1次計画の追補版を策定しています。

第1次計画の策定から3年が経過し、社会経済情勢の変化や市の行政運営方針の改訂、さらには利用者のニーズが多様化するなど、公共交通を取り巻く環境は年々変化しています。このような状況を踏まえ、第1次計画の基本理念を踏襲しながら、公共交通における新たな課題に対応すべく、今後5年間の公共交通の方向性を示す「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画」を策定いたします。

2 計画の位置づけ

「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画（2018年度～2022年度）」は、市政運営における総合的な指針である「第2次飯塚市総合計画（2017年度～2026年度）」をはじめ、「飯塚市都市計画マスタープラン（2010年度～2026年度）」「飯塚市立地適正化計画（2017年度～2026年度）」「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年度～2019年度）」などの上位関連計画との一体性を確保した、公共交通のマスタープランとして策定します。



3 計画の対象区域

本計画の対象区域は飯塚市の全域とします。なお、必要に応じ近隣市町も対象とします。

4 計画の計画期間

本計画の期間は、2018年度から2022年度の5年間とします。

5 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、学識経験者、交通事業者、関係者、民間委員、市で構成する「飯塚市地域公共交通協議会」で協議・検討を行うとともに、パブリック・コメントにおいて市民の意見を反映させ策定いたしました。

